

障害者自立支援法 支給決定における課題

難病をもつ人の地域自立生活を確立する会
山本 創

自宅療養時のウィークリープラン（週17時間の家事援助）

	月	火	水	木	金	土	日
10時	自宅療養	自宅療養		自宅療養	自宅療養		
11時			家事			家事	家事
12時							
13時			自宅療養			自宅療養	自宅療養
17時							
18時							
19時	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事
20時	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養

就労再開時におけるウィークリープラン

週 2 1 . 5 時間 (4 . 5 時間増分の体力的軽減を就労や余暇活動に当てる)

	月	火	水	木	金	土	日
7 時	起床 家事	起床 家事	起床 家事	起床 家事	起床 家事	起床 家事	起床 家事
8 時							
	通勤	通勤	通勤	通勤	通勤	自宅療養	自宅療養
9 時	セルフヘルプ活動	セルフヘルプ活動	セルフヘルプ活動	セルフヘルプ活動	セルフヘルプ活動	自宅療養	自宅療養
1 2 時						家事	家事
1 3 時						自宅療養	自宅療養
1 7 時							
1 8 時	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事
1 9 時	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養	自宅療養
2 0 時							

障害程度区分について

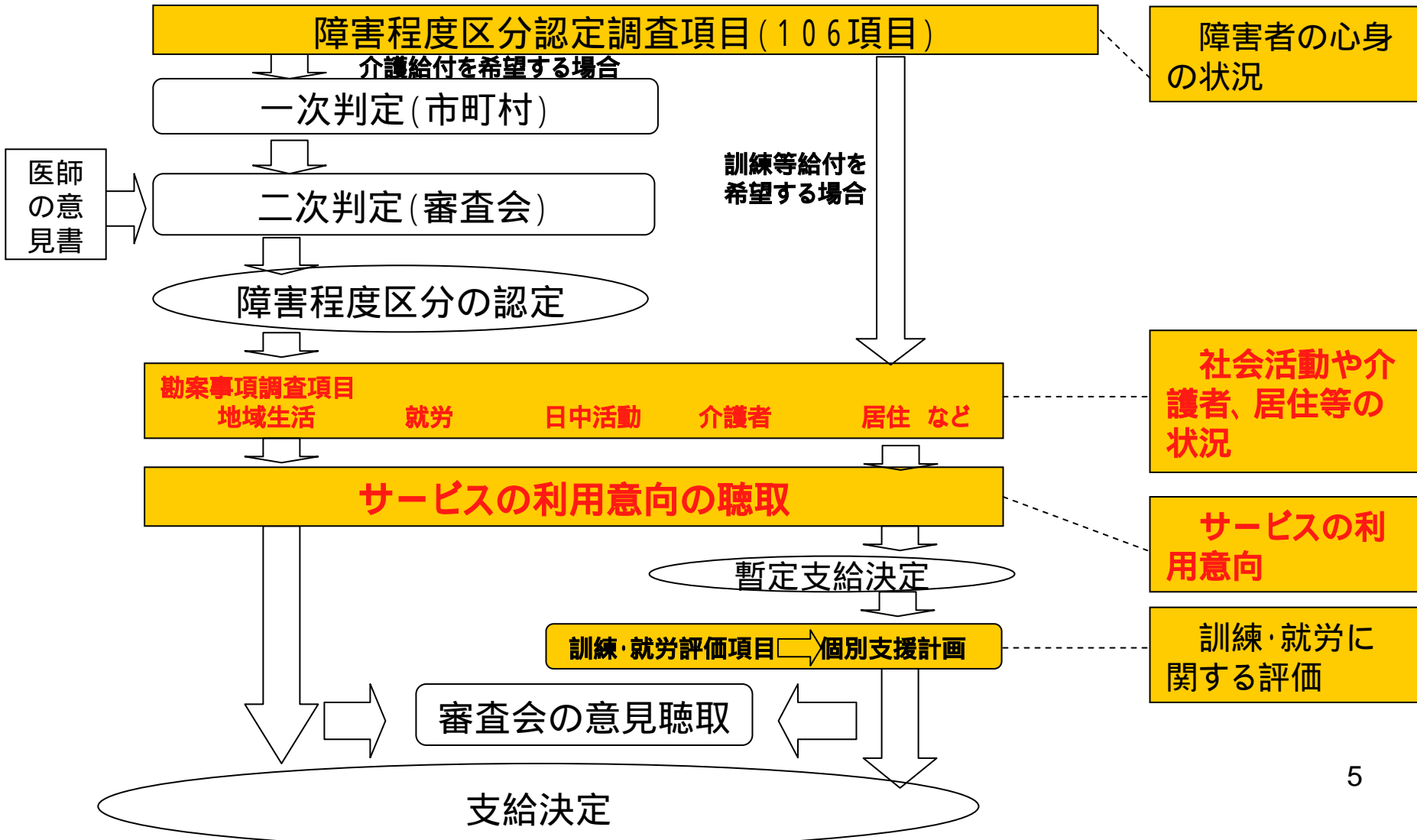
私たちのサービスはどうやって決まるの？

障害者の心身の状況(障害程度区分) **この評価だけでサービスは決まらない注意！**

社会活動や介護者、居住等の状況

サービスの利用意向 **「私たちがどんな生活がしたいかしっかり伝えよう」**

訓練・就労に関する評価 これらを踏まえて **最終的な支給決定を市区町村が行う。**



プロセスと項目群(コンピューターの中でなにが行われている?)

【二次判定までのプロセス】

プロセス ……79項目(介護保険調査項目そのまま)に関する判定(一次判定):障害程度区分基準時間(支給時間ではない、注意!)を算出

プロセス ……IADLスコア及び行動障害スコア*による区分変更に関する判定(一次判定)*行動障害スコアは、プロセス で非該当の場合のみ考慮

プロセス ……障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師の意見書を勘案して行われる二次審査

【項目群】

A項目群……障害程度区分基準時間(支給時間ではない、注意!)の区分に関する項目
79項目

B1項目群……調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目 7項目

B2項目群……多動やこだわりなどの行動障害に関する項目 9項目

C項目群……

話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなどの精神面に関する項目 8項目

言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目 2項目

文字の視覚的認識使用に関する項目 1項目

(* 詳細は別紙参照)

合計11項目

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセスで区分 以上の場合

コンピューター判定

1次判定

プロセスI

プロセス

市町村審査会における総合判定

2次判定

プロセス

79項目 (A項目群)

区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

注意

IADL項目は区分4以上のひとつには影響しない項目である。

I A D L
(B 項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

特記事項

新

+ C項目群

+

A, B1項目群 (この項目のみでの変更は不可)

+

新
+ 行動障害 (B2項目群)

+

医師意見書等

区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセスで非該当の場合

コンピューター判定

1次判定

市町村審査会における総合判定

2次判定

プロセス

プロセス

プロセス

79項目 (A項目群)

非該当

区分2

区分1

非該当

市町村審査会における総合判定

区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

特記事項

新 C項目群

A, B1, B2の項目群
(この項目のみでの
変更は不可)

医師意見書
等

<国庫負担基準額>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,290単位	2,910単位	4,310単位	8,110単位	12,940単位	18,680単位	7,280単位

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
10,780単位	14,580単位	19,410単位	25,150単位	13,750単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
19,020単位	23,850単位	29,590単位

(4) 重度障害者等包括支援対象者

45,500単位

※ 重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬額に相当する額を控除した額を適用する。

【参考】

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

新しい訪問系サービスの利用者像

	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者包括支援
利用者像	障害者	知的障害又は精神障害により黄道上著しい障害を有する障害者であって、常時介護を有する者	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する 障害者	常時介護を有する障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高いもの
	障害程度区分が区分1 (要支援程度) 以上であるもの	障害程度区分が区分3 (要介護2程度) 以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目 (B2項目) 等の合計点数が10点以上である者	障害程度区分が区分4 (要介護3程度) 以上であって、下記のいずれにも該当するもの ア) 二肢以上に麻痺がある こと イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている こと	障害程度区分が区分6 (要介護5程度) に該当する者のうち意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下に掲げる者 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体 障害者 イ) 重度知的障害者 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目 (11項目) 等の合計点数が15点以上である者

障害程度区分によるサービス利用

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		■	■	■	■	■	■
重度訪問介護					■	■	■
行動援護				■	■	■	■
重度包括							■
療養介護						■	■
生活介護				■	■	■	■
施設入所					■	■	■
ケアホーム			■	■	■	■	■
グループホーム		■					
短期入所		■	■	■	■	■	■

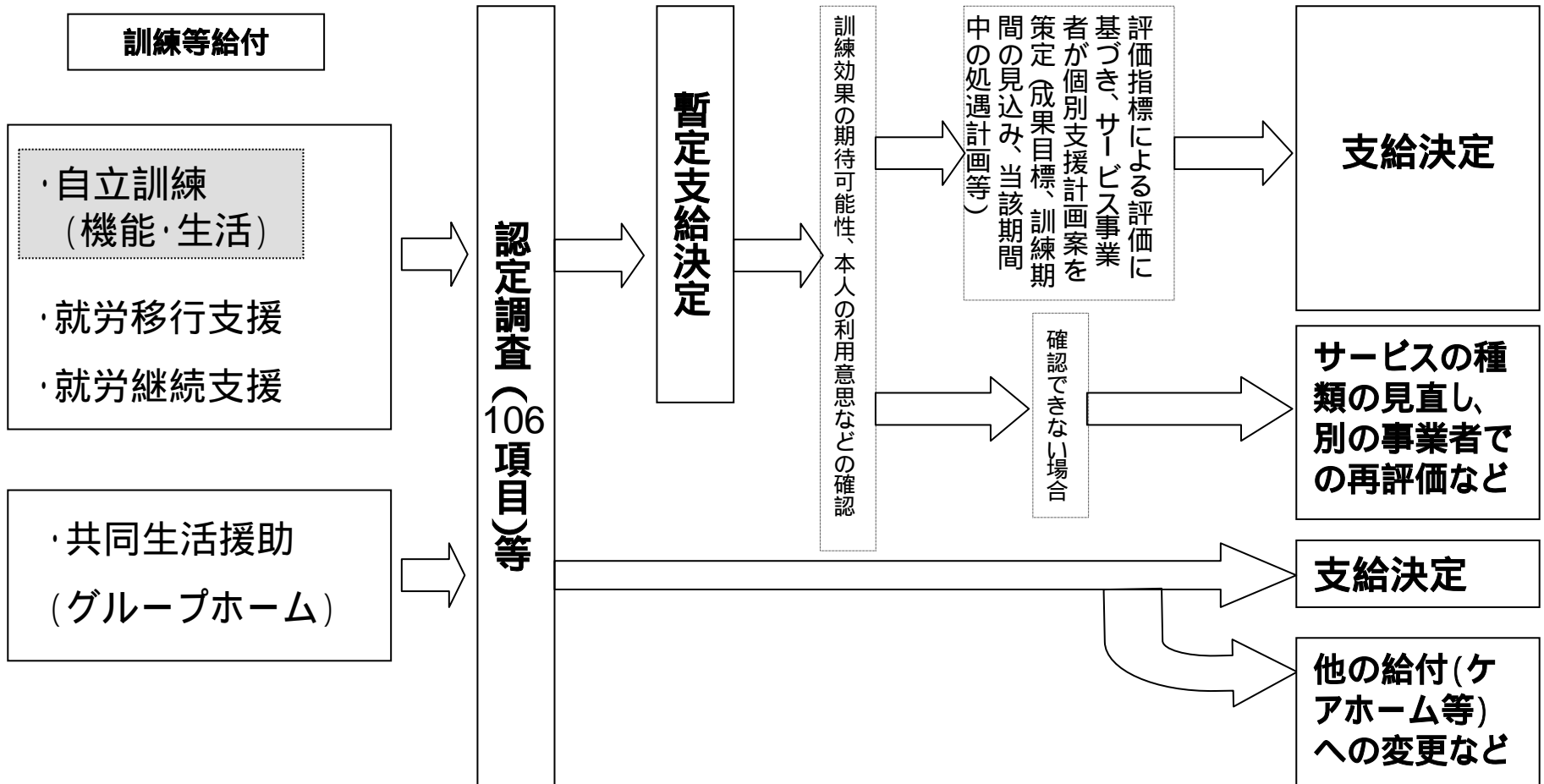
支給決定におけるポイント

- ・自分ひとりでうまく伝えられるか不安な人は日頃の状況を良く知る人の同席も可能。
- ・程度区分 = 支給決定ではない。できないことを主張するのは気が滅入る。しかし、身心の状況だけでは必要な支援はわからない。私達がどういった生活をしたいか、生活全体を伝えていこう。
- ・こちらから伝えないと必要な項目を飛ばされてしまうことも。留意事項(たとえば麻痺や食事摂取)や特記事項等しっかりと時間をとって書いてもらおう。
- ・医師の意見書はどう取り扱われる？
- ・障害児の方の支給決定は？
- ・情報交換、地域のネットワーク、当事者からの声が重要

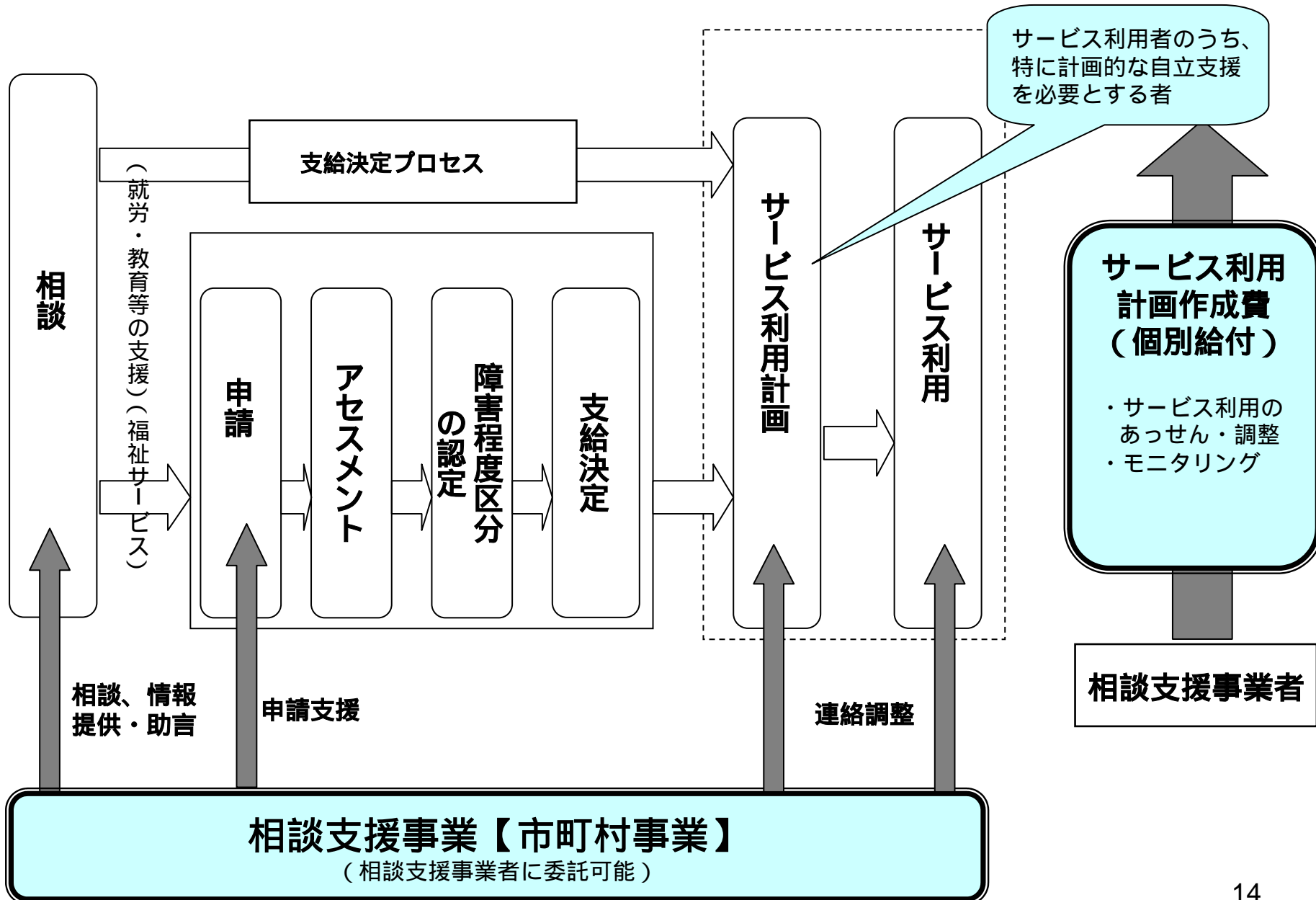
訓練等給付におけるスコアについて

利用希望者は、できる限り本人の希望を尊重し、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。

当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、申請者の待機時間を考慮して、暫定支給決定の優先度を判定する。ただし、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の場合には、待機期間に加えて、IADL・生活関連のスコアをあわせて勘案して判定する。

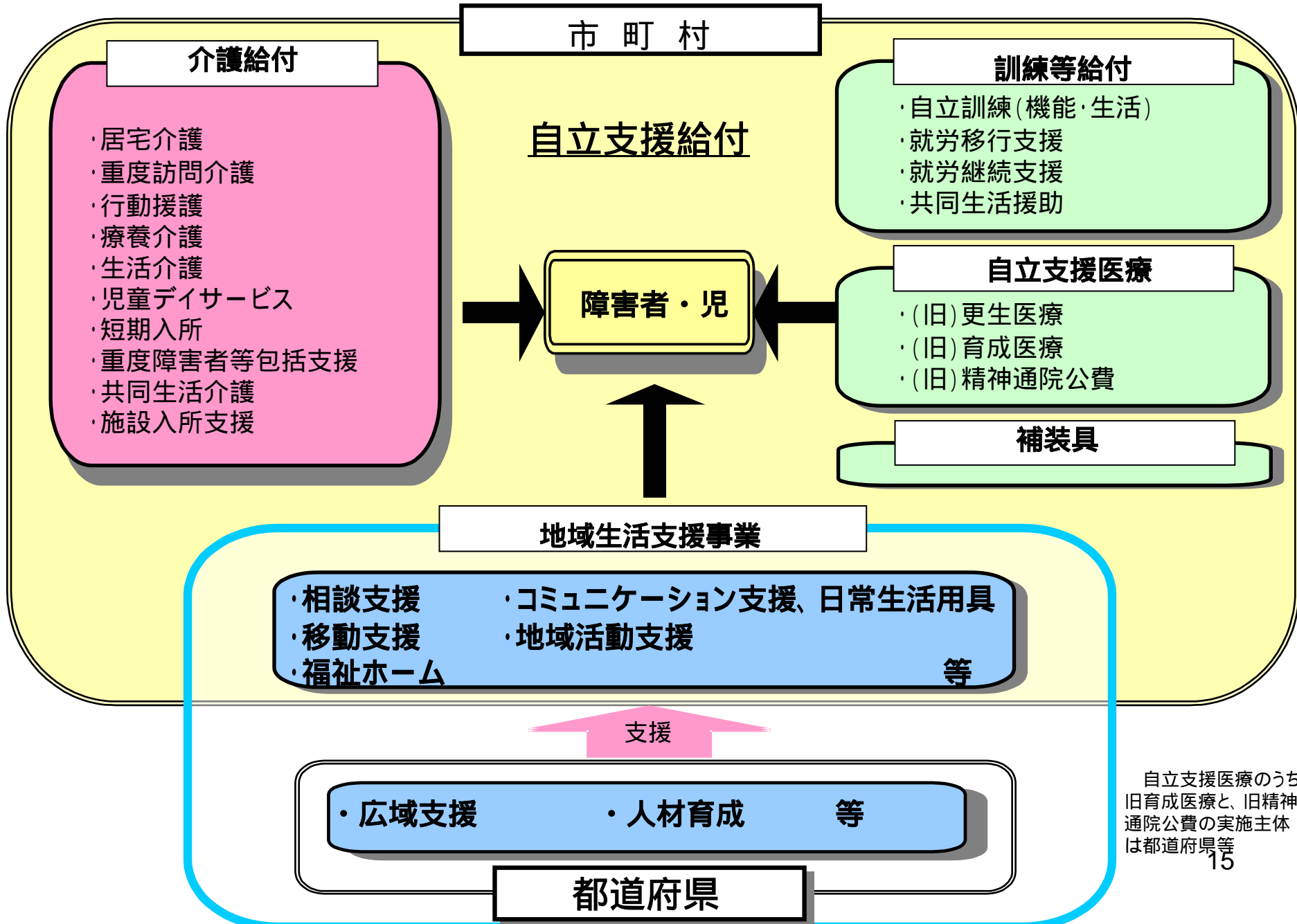


相談支援事業とサービス利用計画作成費について



支給決定事務の一部（アセスメント等）について、市町村から相談支援事業者へ委託可能。

(総合的な自立支援システムの構築)



自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等